

座間総合病院連絡調整協議会設置要綱

(設置)

第1条 座間市、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス座間総合病院（以下「座間総合病院」という。）、一般社団法人座間綾瀬医師会等は、平成26年7月15日に締結した「病院の開設及び運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基本協定書の遵守に関すること。
- (2) 市内受入率80%を達成するために、市内救急医療体制に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 座間市健康部長
- (2) 座間市消防長
- (3) 座間市健康部参事
- (4) 座間市健康部医療課長
- (5) 一般社団法人座間綾瀬医師会 会長
- (6) 一般社団法人座間綾瀬医師会座間市医師会 会長
- (7) 座間総合病院 病院長
- (8) 座間総合病院 副院長
- (9) 座間総合病院 管理部長

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には座間市健康部長をもって充て、副会長には会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できない場合は、代理の者を指名し、出席させることができる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康部医療課において処理する。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。